

○厚生労働省告示第四百五十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第四百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二に次の一号を加える。

五十九 腹腔鏡下広汎子宮全摘術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮頸がん（ステージがⅠA2期、ⅠB1期又はⅡA1期の患者に係るものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら産婦人科又は婦人科に従事していること。

② 産婦人科専門医であること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

④ 腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜^{ほう}していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。

④ 臨床工学技士が配置されていること。

⑤ 診療放射線技師が配置されていること。

⑥ 病床を二十床以上有していること。

⑦ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑧ 当直体制が整備されていること。

⑨ 緊急手術体制が整備されていること。

⑩ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

- ⑫ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- ⑬ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑭ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

第三に次の二号を加える。

五十三 C¹¹ 標識メチオニンを用いたポジトロン断層撮影による再発の診断 頭頸部腫瘍（原発性若しくは転移性脳腫瘍（放射線治療を実施した日から起算して半年以上経過した患者に係るものに限る。）又は上咽頭、頭蓋骨その他脳に近接する臓器に発生する腫瘍（放射線治療を実施した日から起算して半年以上経過した患者に係るものに限る。））であり、かつ、再発が疑われるものに限る。）

五十四 術前のS-1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツズマブ静脈内投与の併用療法 切除が可能な高度リンパ節転移を伴う胃がん（HER2が陽性のものに限る。）